

産業成長のための規制緩和・見直しの方向性(総括表)

項目		所管部局	規制緩和・見直しの方向性
企業立地に係る課題	工場等の新規立地時の承認 9/25見直し済み	交通基盤部 土地対策課	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域内における工場等の新設に係る要件を見直す。 立地基準について、「技術先端型業種の工場等」を廃止し、「地域振興のための工場等」を新設。(9/25施行)
	1 工場の新增設時の立地要件(緑地率)	経済産業部 企業立地推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一律基準である緑地や環境施設の面積割合を市町の実情や用途地域に応じて見直す。 町部について、県条例制定(2月議会で議決、10月施行)。(準工業地域は国基準から△5%、工業・工専地域は国基準から△10%) 産業振興と工場緑化の調和の実現を図るため、工場緑化に係る理念を盛り込む。
	2 農地内への用地取得・土地造成等	交通基盤部 農地利用課	<ul style="list-style-type: none"> 政府は農地転用許可の事務・権限移譲等に係る対応方針を1/30閣議決定し、法律改正すべき事項は27年通常国会に提出予定。 <ul style="list-style-type: none"> 4ha超: 国との協議を付した上で、国から都道府県に移譲 2ha超～4ha以下: 国との協議を廃止 許可制度等を適正に運用できると認められる市町村には都道府県と同等の事務・権限付与 政府は規制改革実施計画において、農業生産法人の役員要件及び構成要件を見直し。
	3 企業立地補助金申請等	経済産業部 企業立地推進課	<ul style="list-style-type: none"> 企業の投資促進に向けて、制度改正を実施(27年度要綱改正)。 <ul style="list-style-type: none"> ア 雇用要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> 初回交付 投資額5億円以上雇用増10人以上 ⇒ 1人以上 複数回交付 投資額30億円以上雇用増50人以上 ⇒ 10人以上 イ 交付額の拡充: 新規雇用1人当たり50万円 ⇒ 100万円 等 ウ 申請の簡素化: 建物の補助対象面積の規定を見直し
	4 地下水の採取	くらし・環境部 水利用課	<ul style="list-style-type: none"> 平成25～27年度にかけて県全域で地下水賦存量調査を行い、地下水系別の地下水利用可能量を試算し、この結果に基づいて地下水の障害防止と産業成長等のために有効利用できるように地下水管理の在り方等について順次検討を進める。(取水基準や地域指定の改正を含む) ※利用可能量が届出量を上回った場合は、緩和について検討を進める。 なお、届出量については、地域協議会や事業者等に対し、利用実態にあった適切な量に修正するよう経済産業部と連携して働きかける。
5 上乗せ排水基準	くらし・環境部 生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域における汚濁負荷量は、企業の取組及び単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換などによる改善が図られているものの、未だ環境基準を達成していない水域が存在することから、現在の上乗せ排水基準を維持する。 今後、生活系の汚濁負荷量を低減する施策を推進し、環境基準を大幅に下回った水域を対象に利用目的、発生源別の汚濁負荷量及び流域市町の意向などを調査した上で、水環境の在り方について協議する。 	

事業活動上の課題

6	建築物の建築 (耐震性能等)	くらし・環境部 建築安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県建築構造設計指針における建築物の耐震基準について、制定当時の経緯、その後の経過、さらに建築耐震構造の専門家の意見等を踏まえ、総合的に検討したところ、南海トラフ巨大地震から県民の命を守る上で有効な取組であることから、現状維持とする。 ・日影規制の緩和により住環境を低下させるおそれがあるため、現状の規制を維持する。 (工業地域、工業専用地域等は規制なし)
7	介護事業への参入	健康福祉部 福祉指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・全国一律基準のため、県に裁量の余地はない。 ・介護サービスの質の確保の観点から、最低基準としての人員基準は重要であり、維持する必要がある。 ・経済産業部の協力を得ながら、製造業等企業経営者を介護現場に派遣し、製造業のノウハウを活用できないか検証する機会を設ける。
8	医薬品製造、医療分野への参入	健康福祉部 薬事課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保するための規制については、維持する必要があるが、許認可に関し透明性の確保を図り、企業への説明責任を果たしていく。 ・許認可に関する要求事項や手続きの案内等をHPで公開する。 ・職員に対し、研修会等で、相談時の対応を徹底する。 ・業界意見の聴取機会を増やすとともに、部局間の連携を強化する(情報共有)。
9	食品衛生、機能性食品表示	健康福祉部 衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を確保するための規制については、維持する必要があるが、国や他県の状況を踏まえつつ、施設基準の見直しを図っていく。 ・施設基準等をHPで公開する。他県と比べ明らかな上乘せ基準があれば見直しを図る。 ・職員に対し、研修会等で、相談時の対応を徹底する。 ・業界意見の聴取機会を増やすとともに、部局間の連携を強化する(情報共有)。 ・国が創設する「食品の新たな機能性表示制度」については、説明会の開催などにより国が示す基準等の周知を図り、経済産業部と連携しながら、他県に先んじて普及を進めていく。 ・経済産業部が創設に取り組む「静岡県版機能性表示制度」については、経済産業部からの相談などに対応・協力していく。
10	小水力発電設備	交通基盤部 河川砂防管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・国はこれまでも小水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化・円滑化に取り組んできたところであり、今のところ更なる改正は予定されていないが、新たな方針が示されれば速やかにそれに従う。 ・県は今後とも小水力発電を推進する関係機関と連携し、市町、事業者等に対して水利使用に係る制度の周知を図っていく。
11	環境アセスメントの対象基準 (バイオマス発電等)	くらし・環境部 生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス燃料を使用する工場等については、石炭等と比較して大気への環境負荷が小さいことや、二酸化炭素の排出量が増加しないことから、条例対象事業の「工場等の建設」のうち、燃料にバイオマスのみを用いるものについて、新設の場合のアセス必須事業規模、及び更新の場合のアセス個別判断の事業規模の要件を緩和する。 (環境影響評価条例施行規則の改正：平成27年1月1日施行)